

農業用ハウス資材補助金

台風や病害虫被害軽減の目的で設置または修繕する際に必要なハウス資材費について予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者 専業農家、兼業農家であって前年度までの村民税等を滞納していない者。

補助率 50%以内(補助上限額あり)とする。

※資材税抜き価格×補助率(運搬費、作業人件費、諸経費などは補助対象外)

受付期間 4月6日(月)～5月29日(金)

※受付した中から農業経営状況、年齢等を勘案して対象者を決定し、書面にて通知します。

提出書類 農業用ハウス助成補助金申請書等

申請書配布及び提出先 農林水産課(農林係)

お問い合わせ:農林水産課 農林係 ☎966-1202

軽自動車税減免申請

心身に障害がある方が軽自動車を所有している場合、一定の条件に該当すれば、軽自動車税が減免になります。障害のある方1人につき普通自動車を含めて1台が対象です。

対象 心身に障害のある方又はその同一生計の方が所有する軽自動車で、障害のある方の通院・通学などのために使用する場合

申請時に必要なもの

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

②運転者の運転免許証 ③自動車検査証又は標識交付証明書

④申請者の印鑑(認印可) ⑤軽自動車税の納税証明通知書

※生計を同一する方の車の場合は、生計同一証明書の提出が必要となります。

※精神障害者保健福祉手帳は中部保健所発行となります。

申請場所 税務課

申請期間 5月7日(木)～6月1日(月) 土・日を除く ※申請期間を過ぎると受付できません。

・障害の区分によっては免除を受けられない場合があります。詳しくは、納税通知書と同封のチラシをご覧ください。

・減免申請は毎年手続きが必要です。

お問い合わせ:税務課 ☎966-1206

上水道基本料金の免除のお知らせ

恩納村では物価高騰により影響を受けた世帯及び事業所等への支援として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、上水道の基本料金を一定期間免除します。申請は不要です。

対象 恩納村と給水契約を結んでいる上水道利用者 ※官公署及び下水道料金は対象外です。

免除期間 令和8年5月(検針分)～令和8年10月(検針分) 基本料金×6か月間

お問い合わせ:上下水道課 ☎966-1198